

平成 20 年 12 月 25 日

広島県健康福祉局長

平成 21 年 1 月 1 日からの 75 歳到達月における自己負担限度額の特例の創設に伴い、福祉医療費公費負担制度の取扱いを次のとおりとしますので、貴会会員への周知について御配慮いただきますようお願いします。

担当 企画管理グループ TEL(082)513-3212(ダイヤルイン)

**平成 21 年 1 月からの 75 歳到達月における自己負担限度額の特例
の創設に伴う福祉医療費請求書等の記載方法について**

事例 1: 月途中で 75 歳に到達し、社保から後期に移行した場合

1 月 16 日に 75 歳に到達し、社保から後期に移行 負担区分: 一般 重度医療

(1) 1 / 1 ~ 15 (社保) 入院: 5 日間 総点数 50,000 点

負担限度額 22,200 円 福祉医療一部負担金 1,000 円 (200 円×5 日)

(3) 1 / 16 ~ 31 (後期) 入院: 6 日間 総点数 60,000 点

負担限度額 22,200 円 福祉医療一部負担金 1,200 円 (200 円×6 日)

【社保レセプト】

療養の給付	保険	請求 50,000	点	※	決定	点	負担金額	円
							22,200	
							減額 割 (円) 免除・支払猶予	
	公費①		点	※		点		円
	公費②		点	※		点		円

【福祉医療費請求書】

保険診療 総点数	保 險	50,000	点	一部負担 金 額	保 險	22,200	円
	公費①		点		公費①	1,000	円
	公費②		点		公費②		円
備 考	高半21 経過15						長 8

備考欄余白に記載してください。

この略号及びコードは、本来、自己負担限度額特例対象被扶養者の場合に使用するものですが、福祉医療費請求書に限り、月の途中で75歳に到達した被保険者についても記載してください。なお、月途中で75歳に到達した被保険者について、社保レセプトには「高半21」を記載しないでください。

事例 2: 月途中で自己負担限度額特例対象被扶養者となり、社保から国保に移行した場合

1 月 17 日に自己負担限度額特例対象被扶養者となり社保から国保に移行

70 歳 負担区分: 一般 重度医療

(1) 1 / 1 ~ 16 (社保) 入院: 6 日間 総点数 60,000 点

負担限度額 22,200 円 福祉医療一部負担金 1,200 円 (200 円 × 6 日)

(2) 1 / 17 ~ 31 (国保) 入院: 5 日間 総点数 50,000 点

負担限度額 22,200 円 福祉医療一部負担金 1,000 円 (200 円 × 5 日)

【社保レセプト】

療養の給付	保 険	請 求 60,000	点	※ 決 定	点	負 担 金 額 22,200 減額 割 (円) 免除・支払猶予	円
	公費①		点	※	点		円
	公費②		点	※	点		円

備考欄余白に記載してください。

【福祉医療費請求書】

保険診療 総点数	保 険	60,000	点	一部負担 金 額	保 険	22,200	円	
	公費①		点		公費①	1,200	円	
	公費②		点		公費②		円	
備 考	高半21 経過15							長 8

注) これは、福祉医療の場合の記載方法です。